

社会教育関係の施設利用について

令和3年10月22日～警戒度「2」の期間

区分	利用者数の制限	利用上注意	
いぶき会館	1階閲覧室	8名以下	<p>①・利用者は、村内在住の方及び県内の利用者に限る。 ・県外の講師等の方が利用する場合、事前に教育委員会の承認を受けること。 ・小中学生は引き続き、学校での感染予防のため、10月末日まで利用の自粛をお願いします。</p> <p>②新型コロナウイルス感染防止対策を必ず実施すること。 (手洗い、正しいマスクの着用、咳エチケットなど)</p> <p>③各施設とも利用者記録簿を提出すること。</p> <p>④利用時間は、可能な限り短時間とし、最長でも3時間を超えないこと。</p> <p>⑤利用中の飲食は行わないこと。但し、水分補給は可とする。</p> <p>⑥利用者同士が密集しないこと。</p> <p>⑦近距離で会話や発声を行わないこと。</p>
	1階和室	6名以下	
	2階会議室	8名以下	
	2階和室	9名以下	
	2階調理室	10名以下	
	3階会議室	8名以下	
	3階多目的ホール	30名以下(会議) ※利用上注意⑪参照	
スポーツ施設	村民野球場	100名以下	<p>⑧平熱より体温が高い方や、咳やくしゃみなど風邪の症状がある方は利用しないこと。</p> <p>⑨利用中に体調不良者が出た場合は、ただちに利用を中止すること。</p> <p>⑩室内施設については、十分な換気を行うこと。</p> <p>⑪いぶき会館3階多目的ホールについて、会議以外で使用する場合は、使用方法について別途協議といたします。</p> <p>⑫警戒度の変更など、新型コロナウイルス感染症の状況により、制限等を変更する場合があります。その場合は、村HPに掲載します。</p>
	運動公園	100名以下	
	東西広場	50名以下	
	東西屋内GB場	20名以下	
	弓道場	10名以下	
	村民体育館	40名以下	
学校施設	中学校校庭	100名以下	<p>(連絡先) 高山村教育委員会事務局</p> <p>TEL 0279-63-3046 FAX 0279-63-3750</p>
	中学校武道館	30名以下	
	小学校校庭	100名以下	
	小学校体育館	40名以下	